

北九州市「こどもまん “なかま”」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が実施する「こどもまん “なかま”」(以下、「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、こどもや子育てにやさしい取組をする企業や団体(以下、「店舗等」という。)を増やしていくことで、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する気運を高めることを目的とする。

(基準)

第3条 「こどもまん “なかま”」に加入する店舗等は、こどもや子育てを応援する気持ちに加え、次に掲げる「こどもまん “なかま” メニュー」の中からひとつ以上の取組を実践するものとする。

こどもまん “なかま” メニュー

【Ⅰ こどもの夢をかなえ～る】

- (1) まちごと職業体験(企業での職業体験の受入れなど)
- (2) こども事業支援(寄付金や自社製品の提供など)
- (3) こどもイベント支援(イベントブース出展、ボランティアなど)

【Ⅱ やさしいサービスとどけ～る】

- (4) わらべの日(毎月第2日曜日、中学生以下のこどもを対象に割引等を実施)
- (5) こども育み支援(子ども食堂やこどもや子連れにやさしい環境づくりなど)
- (6) こども見守り支援(こどもの見守り活動や車内放置防止アナウンスなど)

【Ⅲ うれしいスペースあふれ～る】

- (7) こどもまちなかスペース(店舗の空きスペースを提供)
- (8) 赤ちゃんの駅(授乳やおむつ替えスペースを提供)
- (9) こどもまんなか駐車場(子連れの方などの優先駐車場設置)

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する店舗等は、本制度に参加できない。

- (1) 北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)第6条により、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)、又はこれらのものと密接な関係を有するもの
- (2) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) その他、北九州市が不適切と認めるもの

- 3 北九州市は、店舗等が前項の規定に該当するかどうか、必要に応じ、関係機関等へ照会し、確認するものとする。

(加入手続き)

第4条 店舗等の代表者で、本制度への加入を希望する者は、北九州市のホームページから申請するものとする。

- 2 北九州市は、店舗等の代表者から加入の申請があった時は、その内容を審査し、本事業の目的に反すると認められる場合を除き、認定を行うものとする。
- 3 北九州市は、店舗等の認定を行った時は、認定書・ステッカーを支給し、北九州市ホームページへ掲載する。
- 4 店舗等の代表者は、登録事項について変更しようとする時、又は脱退しようとする時は、あらかじめ北九州市のホームページから申請するものとする。
- 5 店舗等の代表者は、本制度から脱退した時は、速やかに認定書・ステッカーを北九州市に返却しなければならない。

(加入の取り消し)

第5条 次の各号に該当する場合は、北九州市は、店舗等の加入を取り消すものとする。

- (1) 本要綱に反する行為があったと認められる場合
 - (2) 本制度の社会的信用を損なうおそれがあると認められる場合
 - (3) その他、不適切と認められる場合
- 2 前項の場合において、店舗等は、速やかに認定書・ステッカーを北九州市に返却しなければならない。

(ステッカーの取扱い)

第6条 店舗等は、ステッカーを出入口や会計窓口など、利用者等の目に付きやすい場所に表示するものとする。

- 2 店舗等は、ステッカーのデザインを変更してはならない。

第7条 その他、この要綱を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月24日から施行する。